

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	大和市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yamato.lg.jp/web/jyoho/mynumberdokujiyou.html

執行機関名 大和市長

障害児通所給付費等の支給に関する事務又は障害者福祉サービスの提供に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則(平成27年大和市第39号)によるみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって規則で定めるもの(児童福祉法関係(費用(障害児関係)の徴収))
②番号法別表第1の項	8	
③番号法別表第2の項	10,11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大和市政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第一 第5の項 大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則(平成27年大和市規則第39号)によるみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第1条	大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則(平成27年大和市規則第39号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この規則は、婚姻歴がないひとり親家庭に対し、所得税法(昭和40年法律第33号)第81条、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第8号及び第3項に規定する額の所得控除(以下「寡婦(夫)控除」という。)が適用されないことで生じる利用者負担額等の差異を解消し、当該ひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図るため、本市が実施する事業の対象者等の審査に当たり、当該ひとり親家庭の母又は父を寡婦又は寡夫とみなして寡婦(夫)控除を適用すること(以下「みなし適用」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則